

(参 考)

1・3・10号 淀川左岸線

1. 変更内容

- ・区域、幅員、一部区間の構造形式、換気所、出入口の変更

幅 員	25m	→	22m
構造形式	地下式	→	地表式 (約 150m)
	地下式及び掘割式	→	地下式 (約 300m)
	地表式	→	地下式 (約 150m)
換 気 所	5箇所	→	2箇所
	・福島区海老江八丁目地内 ・福島区海老江三丁目地内 ・北区大淀北一丁目地内 ・北区中津三丁目地内 ・北区豊崎七丁目地内		・福島区海老江八丁目地内 — — — ・北区豊崎六丁目地内

出 入 口 豊崎六丁目地内の入口 2箇所、出口 1箇所を廃止

2. 都市計画の変更にかかる土地の区域

大阪市 北 区 大淀北一丁目、大淀北二丁目、中津二丁目、中津三丁目、
中津四丁目、中津七丁目、豊崎六丁目、豊崎七丁目
福島区 海老江三丁目、海老江四丁目、海老江六丁目、海老江八
丁目、大開四丁目
此花区 高見一丁目